特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 33 | 源泉徴収等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、源泉徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 源泉徴収等に関する事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 所得税法に基づき、給与、報酬・使用料等を支払う際に所定の所得税を源泉徴収し、国に納付する。また、所得税法第225条及び第226条の規定に基づき、法定調書を作成し提出等を行う。 番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務に使用する。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の提出等に関する事務 ・給与支払報告書の関係市区町村への提出等に関する事務 | | | | |
| ③システムの名称 | ・財務会計システム ・財務独自支援システム ・EXCEL | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 | | | | |
| 支払対象者情報ファイル | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | マステムによる情報連携 | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> | | | | |
| ②法令上の根拠 | | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | |
| ①部署 | 出納室 | | | | |
| ②所属長の役職名 | 出納室長 | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | |
| | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 | | | | |
| 請求先 | 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204 | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関する問合せ | | | | |
| 連絡先 | 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所出納室 電話: 0867-72-6141 | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | 用 []適用した | | | | |
| 適用した理由 | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|---------|-------------------|------------|--|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和 | 17年4月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満] | | <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和7年4月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし | | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|---|------------------------|-----------|-----------|---|--------------------|--|
| | 項目評価書 |] | | <選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3 | 及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 他機関につい | ては、それそれ里点 | 項日評価書义は全場 | (日評価書において、リ | 人 ク対策の詳細か記載 | |
| 2. 特定個人情報の入手(作 | 青報提供ネッ | トワークシステム | を通じた入手を除く |) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いのす | 託 | | [| 〇]委託しない | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報 | 提供ネットワークシ | ステムを通じた提供 | を除く。) [| 〇]提供・移転しない | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの技 | 妾続 | [〇]接紀 | | 〇]接続しない(提供) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | |
| 7. 特定個人情報の保管・注 | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の外音 7 | 肖 去 ———— | | | | | |

| 8. 人手を介在させる作業 | []人手を介在させる作業はない | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|--|
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 判断の根拠 | 取得したマイナンバー情報は複数人で確認し、入力不備がないようにしています。マイナンバー情報が 記載されている書類等については、施錠できる場所へ保管し、紛失・漏洩がないように努めています。 | | | | |
| 9. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | [O]自己点検 []内部監査 []外部監査 | | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 客発 | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない | | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 判断の根拠 | 取得した特定個人情報は業務に必要な職員のみ扱えるようにアクセス権限を付与し、不要な職員には 権限は制限して情報を不正に利用できないようにしています。 | | | | |

変更箇所

| <u> </u> | ול | | | | |
|------------|----------------------------------|--------------|--------------|------|------------|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成29年5月15日 | Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 平成28年7月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年5月15日 | Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成28年7月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月15日 | IIしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月15日 | IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年5月15日 | IIしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年5月15日 | IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年5月15日 | ILさい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年5月15日 | ILさい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年6月24日 | ILさい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年6月24日 | IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年7月8日 | ILさい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年7月8日 | ILさい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年7月8日 | I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 | 出納室長 森本 裕子 | 出納室長 逸見 真由美 | 事後 | 人事異動 |
| 令和5年6月26日 | ゴしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年6月26日 | IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年6月23日 | I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 | 出納室長 逸見 真由美 | 出納室長 小寺 俊一 | 事後 | 人事異動 |
| 令和6年7月11日 | I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第3項 | 番号法第9条第2項 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和6年7月11日 | I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 | 出納室長 小寺 俊一 | 出納室長 | | |
| 令和6年7月11日 | IIしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年7月11日 | Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年7月11日 | Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年7月11日 | Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年7月11日 | IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による |
| 令和7年7月11日 | IVリスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による |